

第4回 加賀市都市計画審議会 議事録

1. 開催日時 : 平成19年9月18日(火) 9:35~11:51
2. 開催場所 : 加賀市市民会館2階 第2会議室
3. 出席委員 : 8委員

高山 純一 会長
宮崎 力 委員
斉官 慶一 委員
吉江 外代夫 委員
細野 祐治 委員
竹腰 勇ノ介 委員
山本 純男 委員
西田 健治 委員

(事務局)

本田 義勝 (加賀市建設部長)
北野 長俊 (" 整備課長)
辰野 毅 (" " 都市計画係長)
谷口 睦 (" " 都市計画主査)
蔵 公雄 (" " 都市計画主査)
北口 陽治 (" " ")
高本 充浩 (" " 橋立丘陵地整備係長)

4. 議事次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議 事
加賀都市計画土地区画整理事業の決定について
(橋立土地区画整理事業の決定)
4. 採 決
5. 閉 会

5. 配付資料

- 議案書 (加賀都市計画土地区画整理事業の決定について (橋立土地区画整理事業の決定))

会議録

事務局 おはようございます。本日は急な開催のご案内にもかかわらず、お集まり頂き誠に有難うございます。

只今より第4回加賀市都市計画審議会を開催いたします。

まず、本田建設部長より皆様に御礼申述べさせていただきます。

(建設部長) おはようございます。早朝から急なご案内にもかかわらず、ご出席賜りまして誠に有難うございます。

本日の議題につきましては、前回継続審議になりましたそのときに幾つかの課題を整理して欲しいということで、事務局で整理いたしましたので、このあと説明させていただきます。

なにとぞ十分な審議を頂きますようお願いいたします。本日はどうも有難うございます。

事務局 開会にあたりまして、高山会長の方から一言ご挨拶をお願いいたします。

高山会長 皆様朝早くからご苦労様です。

私は県の都市計画審議会の委員としまして、他の市町村の審議会の委員もしておりますが、そういう中で、提案された議案が継続審議となった事例は、私の経験する限り始めてでございます。

そういう意味では、この都市計画審議会の議案そのものは、市にとって、また市民にとって非常に重要な対応を含んでおりますので、そういう点で少しでも疑義があれば、慎重な審議していただくのが本筋でございます。そういった意味では、前回いろいろご質問も出ましたし、そういった点を明らかにして欲しいという要望もでした。そういう点で事務局、市当局で整理していただきました。連休明けの非常にあわただしい中でお集まりいただきましたこと誠に申し訳なく思っております。

今日は、議案再提案といえますか継続審議になりますので、是非、慎重にご審議いただきたいと思います。どうか宜しくお願いします。

事務局 有難うございました。

高山会長 議事に入る前に先ほど少しお願いがありまして、大聖寺警察署長の西田様より一言お願いがあるようですので、宜しくお願いいたします。

西田委員 貴重な時間を頂きまして、有難うございます。大聖寺警察署の西田でございます。話は座ってさせていただきます。

私のほうは、ご存知のとおり関係機関の代表ということで委員に委嘱されこれを引受けております。

本件に関しまして、前回出席させて頂きましたところ、私どもに期待されているところは、こういった計画があったときに環境関係ですね。所謂、開発された後の周辺の道路と新しくできた道路とアクセスをどうするか。と言うようなことで意見を求められるということが期待をされるということでないかと思っております。

ただ、会長が、先ほどおっしゃいましたように権利・義務に非常に関係のある話がありまして、警察署長の立場としまして、この案件の審議に関しては、中立を保たさして頂きたいというのが、一つ。それから、会議次第について、最後に採決とありますが、この件に関しまして保留という立場を取らしていただきたいと考えております。

非常に身俣な話かもしれませんが、私はそういった態度で、決して当局に水を差すつもりはまったくありませんが、本件に関してはこういう態度をとらせていただきたいと考えております。

この件に関して、議事録を取っているようでしたら、署長発言、委員の発言として搭載いただけたらと思っております。そういうことで会長、委員の皆様にご了解いただけるようであればそのようにさせていただきますということです。

重ねてですね、そういう委員は、この席から退席いただいて結構ということであれば、皆様方の総意に基づいて退席もやぶさかではありません。ただ委員として、どういうことになるのか見届けたいという気持ちもありますので、合わせてご意見もいただければと思います。以上です。有難うございました。

高山会長 いかがいたしましょうか。

吉江委員 署長さんの意思を尊重して、採決に加わらないと、しかしながら、審議を見届けたいという希望もございますので、そのままご着席いただければ結構かと思えます。

高山会長 有難うございます。ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

吉江委員 今日、結論的には絶対出さなければいけないということか。

高山会長 一応、市長から、結論を出してほしいと言われておりますので、継続審議ということは・・・

宮崎委員 私の方もいろいろな問題を抱えておりますので、そういったところをきちんと出来るのであれば、賛成に回りますし、そこらあたりは、農協は農協でやれといわれるのであれば、保留ということで。この会に来る前に、農協の幹部と協議したところ、そういうわけです。

高山会長 解りました。他にございますか。

細野委員 審議に入る前に、何故、急に審議会が会されたかということで、課題の整理が出来たということが一つなんでしょうが、もう少し詳しくおっしゃっていただきたい。それと、大変重要な審議にも関わらず、欠席者が多いですね、4名が欠席です、12名中4名です。3分の1が欠席です。特に市民代表の方は前回も欠席です、今回も欠席です。実は第1回から欠席でないですか。顔を見たこともない。どうなっているのかな。私達がこういう審議を経て結論を出すかわからないですけれども、欠席の人達はこの件についてどのような意見を持ってられるのか意見聴衆が出来ているのか。この2点について説明してほしい。

事務局 まず1点目は、何故、今なのか、急いで開催したのは何故かということですがけれども、

ただいま、加賀市においては議会中でございます。その中で私共色々なご意見を頂いております。

先ず、前回の審議会が継続審議となったということで、継続審議中のものを議会でいろいろ議論してよいものか、ということで、事務局としましてはできるだけ早くご審議を賜って、ご承認いただきたいという思いがございます。事務局としましては先に延ばさず、今日にでも御結論を出していただきたいという思いがございます。

委員の出席についてですが、欠席の理由は細かいところまでは聞いておりません。ただ、仕事の関係であるとかでなかなか都合がつかない等のことで欠席させてほしいと聞いております。それは、前回の時についても同じでございます。本日は前回の欠席者に加えて1名の委員がどうしても都合がつかないということで、本日欠席となっております。

細野委員　私達は、産業建設委員会で議論したときに、この件については、都市計画が継続審議であろうがいいんだと、もっと後でも、都市計画審議会がゴーサインを出してもいいんだと答弁されたと思うんです。今日はダメだから早くしないといけないと聞こえる。産業建設委員会での発言は間違っていたということか。

事務局　産業建設委員会には、建設部長として出席しています。私が申し上げました継続中の審議については、できるだけ早く解決したいというのが事務局の思いでありまして、本日、前回の皆様からの要望、意見が整理できましたので、審議会を開催したということです。産業建設委員会での答弁が違うのではないかという指摘については判りかねるが、当然継続中のものについては、早く皆様に提示するのも1つの事務局の使命と思っております。

斉官委員　当初頂いたスケジュールでは、この議案の検討は3月ということであったが、それが9月となり、前回継続審議となったが、少し結論を急ぎすぎているのではないかと、十分な意見が出されていない中で話が進んでいくのはどうかという感じを受けるんですけど。

事務局　開催にあたりましては、前回の審議会ですべてのご意見が出たまとめの部分では、決してこの議案に反対するのではないと、ただ事務局の説明をもっと判りやすくしてほしいとか、地元の要望書が出ているのかとか、まちづくりの計画はどうなっているのかの3点についてこれから説明いたしますが、前回のご審議の委員の皆様の意向が整理できたため、本日開催となったわけです。

高山会長　よろしいでしょうか。

細野委員　今日は、終了時刻をきめているのか。結論が出るまでやるのですか。

事務局　終了時刻は、決めていませんが、これからの皆様のご審議の内容によって、時間が決まってくると思います。

高山会長　よろしいでしょうか。

西田委員　先ほどの私のお願いは、了承いただいたと理解させていただきます。議事録の登載につ

いてはいかがでしょうか。

吉江委員

議事録もそのように掲載いただいて結構だと思うんですけど。

高山会長

発言があればそれは。

西田委員

先ほどの私の冒頭の発言にあったようにでご理解いただければ結構です。

高山会長

それでは、審議に入りたいと思います。まず、前回どのような形で継続審議となったかの経緯、要旨を事務局より説明いただいて、改めて議案第1号の御説明をお願いしたいと思います。それでは事務局お願いします。

事務局

では、第3回都市計画審議会の要旨を簡単に説明いたします。
平成19年9月7日に橋立土地区画整理事業の決定について審議いただきました。
議事の経過は橋立丘陵地整備事業を土地区画整理の手法を活用して行うにあたり、事務局より位置、区域、付近の土地利用の状況を説明いたしました。
主な皆様からの意見としては、土地未登記や地権者間の問題、土地採取に関する金銭授受の問題など未解決な問題を、市の事業をもって解決するという意図があるのではないかという意見。
人口減少の中、防衛省の防音地域となっている場所で住宅地造成の計画の必要があるのかという意見。
小学校中学校の教育施設の統合問題は、直接には丘陵地整備事業とは関係ありませんが、地区として重要な問題であるということ。そして、事業費について現在どれくらいを想定しているかということで、自然園と道路整備で約16億円。この内防衛省から10億円は補助される。区画整理自体では8億円。6億と8億で14億円を財政難の中、加賀市が支出することの妥当性について質問がありました。
また、事業の緊急性についてですが、防衛省の統合整備事業が平成18年度より始まっていますが、自然園を整備するに当たってこの事業を活用しました。ただし、事業期間が概ね5年間とされているので、市としましてはこの機会を逃したくないことを説明させていただきました。
こういった中で、自然園の具体的な内容がイメージしにくいので、詳しく説明することが1点。
2点目として、橋立地区のマスタープランとの整合がとれているか。
3点目として地区住民の要望や陳情が丘陵地整備計画の中にどのように反映されているか。以上、3点を事務局より説明させていただくということで、継続審議とさせていただきます。
今ほどの中で、言い忘れたこと等がございましたらお伺いさせていただきます。

高山会長

いかがでしょうか。3点として整理させていただいておりますが、抜け落ちがあれば言って下さい。

宮崎委員

私が提案しただんご山のカワバタさんと北浜さんの件は、農協のことであるので口を出

さないで下さいとのことで、今回議件に挙げて頂けなかったと思うが、この件はJ Aとしましては、市の方で明確にして頂けなければ先程言ったとおり、賛同はできない。だんご山のカワバタさんから北浜さんに4, 259坪売買され、その中で登記出来ているのは1, 045㎡で残りは出来ていない。何故出来ないかという、二重登記となっており、なかなか登記が出来ず、また、カワバタさんから領収書を頂いているが、それを認めてもらえない状況である。その中には区長さんの証明書がついているが、認めてあたらない。そのような状況で強行に事業を進めても、今後も色々な問題が出てくる。ですから、先にできることをキチンとしてから皆様に喜ばれるような自然園を作れば良いのではないかと。せっかく市がやった事に、中傷的なことがでたときには苦勞しなければならない。私は事業には反対でないが、そのことなどにキチンと対応していただきたい。

高山会長 いかがでしょうか。私の理解では、土地の権利関係と都市計画審議会の中で土地利用の計画をどういう風に決めるかは直接関係がないと思うが、ご理解いただかないと公私混同になります。ただし、計画決定して事業を進める段階では確かに土地の権利関係などが関連しますので、そこを見越してこの事業ができるのかとの質問と理解してよろしいですか。

宮崎委員 結構です。

高山委員 解りました。権利関係そのものについてどうなっているのかという質問でよろしいですね。それでは、先の3点と合わせて4点ということで、権利関係について市が把握している状況を最後に説明して下さい。
ただいまから、議案第1号加賀都市計画土地地区画整理事業の決定について、橋立土地地区画整理の内容の説明をお願いいたします。

事務局 (スライド1) タイトル (第4回加賀市都市計画審議会) -
(スライド2)

それでは、本日のご説明を始めさせていただきます。

橋立丘陵地整備事業に伴う橋立土地地区画整理事業の決定でございます。

前回の第3回でもご審議いただきました継続ということで、前回全般の議案についてご説明いたしました。今日、出席いただきました方は、前回出席されました方と同じですので、それは、時間の関係もございまして省略させていただきます。先程、委員長の方からありました、追加、補足という形でご説明させていただきます。

(スライド3)

先ず、1点目は、自然園の内容につきまして、2点目は、橋立地区におけるマスタープラン、3点目は、事業に対する要望をどのような形で反映させているのか、また、今委員の方からありました土地の権利関係の調整をどのように進められていくのかという点を説明してまいりたいと思います。

(スライド4)

まず、自然園の整備内容についてです。

自然園は、今回の土地地区画整理事業の区域内で整備する公共用地の内で、最も広い面積を占めるものです。この土地地区画整理事業での大きな特徴の一つでもあります。

(スライド5) 丘陵地の自然 (耕作放棄地) -

まず、区域内の状況を写真でお示します。

ここは、昔、田んぼだったところです。耕作が放棄されてから十数年が経過しているので、ハンノキなどが成長して植物遷移が進んできています。

後ろにこんもりと見えるのが、施行区域に接する出水神社の社叢林です。

(スライド 6) ー丘陵地の自然(以前、畑だった所は明るく開けている)ー

中に入ってみますと、手前は雑木林だったり、奥に明るく開けているところ、畑だったところも有ります。

(スライド 7) ー丘陵地の自然(自然林内)ー

区域の外縁部や谷筋にある自然林です。高中低木の立体的にも多様な自然で、野鳥の声が騒がしいくらいです。

(スライド 8) ー丘陵地の自然(谷あいの以前は田んぼだった所 小川が流れる湿地となっている)ー

丘陵地の地形はかなり変化に富んでいます。谷が区域内に4本あり、内3本では昔田んぼが耕作されておりました。水源は、湧き水であったり、上流のため池であったとして、今もある程度流れています。田んぼは、落ち葉等で埋まってきてまして湿地の状態を呈しています。

(スライド 9) ー丘陵地の自然(「大つつみ」 かつてのため池)ー
地元では大堤と呼んでいるため池です。冬場は鴨も飛来しています。

(スライド 10) ー丘陵地の自然(地区に隣接する「かなくそ池」)ー
深田町で使っているかなくそ池という現役のため池です。

(スライド 11) ー丘陵地の自然(丘陵地の周囲の水路ではホタルが発生する)ー
区域にある水路には蛍も発生し、シーズンになると観光ルートにも位置づけられています。

(スライド 12) ー丘陵地の生き物ー
ミサゴ、ホトケドジョウがいます。哺乳類も夜自動的に撮影する装置で写したものです。キンラン、ギンランなどの貴重な植物などもあります。

(スライド 13) ー自然園の内容ー

自然園の内容ですけれど、1つは観察園で散策しながら動植物などを観察するものです。また海に隣接しておりますので、シュノーケリングなどで磯の生き物を観察するなどの使い方も考えております。それから見本園です。市内の山から海までの薬草を収集して、ここで栽培したらどうかということです。実際ここは、海の植物や山の植物が混在して見られる特殊なとこだということがわかっております。3つ目は、育苗施設ということでガラスハウス、栽培圃場などで、シイ、タブなどの地域特有の潜在植物や山野草などを栽培し配布・販売することなどを検討したいということです。4つめはビジターハウスで、これら自然園の拠点となるものです。セミナーを開催したり、フィールドワーク、自然の保護と育成の拠点施設や、海へ出るための基地といった使い方を考えております。5つ目は、広場で避難広場、昆虫など多様な生き物の観察出来る広場といったものです。

(スライド 14) ー自然園の運営ー

自然園の運営ですけれど、インタープリターによる、来訪者へ自然や文化、歴史などのもつ意味を、利用者にわかりやすく伝える、そういうインタープリターを育成し配置するということを考えてます。それから市民参加ということで、自然生態系の保護、里山の復元の市民参加の受け皿となるような、市民の自然環境に対する関心と理解を促す施設として活用していきたい。維持管理の面では、ボランティア、NPO、また企業にも参画いた

だいて指定管理者としての運営を考えております。

(スライド 15) ー整備イメージ (散策路) ー

散策路のイメージです

まだ、基本設計の段階で、イメージですが、人が歩いて自然に出来た道のような雰囲気をつくります。園路は、杉の葉っぱなどを舗装材として利用した、自然なものとしします。

(スライド 16) ー整備イメージ (水生植物) ー

谷間の昔田んぼだったところの整備イメージです。一部歩道などを設け観察することができるようにします。

(スライド 17) ー整備イメージ (多目的広場) ー

広場は、芝生張りだけでなく、様々な種類の草が生える原っぱのような形態を維持するところも作ります。原っぱには、トンボなど、その環境に適した昆虫が集まります。

(スライド 18) ー整備イメージ (多目的広場) ー

明るく開けた広場では、休憩したり自然観察会の説明場所にしたりして利用します。また、災害時の避難場所にも利用できるものとしします。

(スライド 19) ー自然環境調査を実施中ー

現在、自然環境調査を実施しています。

基本設計については、この調査が終わり次第まとめたいと思っています。

いくつか希少種が存在することが確認されています。中には絶滅危惧種とされているものも含まれています。

昨年の夏から調査を始めておりますが、本年秋までの合計1年を通じて、動植物のほか、地形や地質、景観などの部分についても調査をしています。

(スライド 20) ー参考事例 長岡雪国植物園ー

この自然園については、自然環境調査行いながら、今後、基本設計をまとめるよていをしておりますが、整備のコンセプトが類似している事例を参考までに紹介したいと思ひます。新潟県長岡市の雪国自然園です。用地と施設は長岡市所有ですが、運営管理は、市民団体が中心の社団法人が行っている施設です。

(スライド 21) ー参考事例 長岡雪国植物園ー

面積が34.7haで、橋立が30ha余りで似通った面積があります。里山の復元と自然生態系の保護、それと市民の参加、子供たちへの教育の場、観光も視野に入れた整備を行った事例です。

(スライド 22) ー参考事例 長岡雪国植物園ー

これは園内の一部ですが、もともとは、国の地域振興事業団が工業団地の用地として買収が終わっていたもので、その土地を市民からの要望に応えるかたちで、その周辺地域を含めて用地の確保と整備を行ったものであります。

(スライド 23) ー参考事例 長岡雪国植物園ー

園路です。維持管理と運営に創意工夫がみられ、定期的にボランティアによる野外活動が行われています。市が整備する自然園の整備イメージに近いものと思ひます。

(スライド 24) ー橋立地区におけるマスタープランについてー

次に、橋立地区全体におけるマスタープランと、その計画における本事業の位置づけについてであります。

(スライド 25) ー地区のマスタープランー

地区のマスタープランについてであります、

既存の計画としては、加賀市総合計画と都市計画マスタープランがあります。

総合計画では、市の将来像を「水と森のふるさと」としております。計画区域は加賀市の自然のシンボルの一つである国定公園に隣接しており、この地の資源を活かし、里山の保全再生を通じて豊かな自然とふれあえる自然公園の整備を行おうとするものであります。都市計画マスタープランでは、これらの自然と、橋立地区の歴史・伝統が調和した住宅地の創出が位置づけられています。

これらは地区の方向性について、大つかみにしたものです。

内容について、より詳細な計画については現在策定を進めているものとして、橋立地区まちづくり計画があります。これは、地区のまちづくり活動の中心となっている「まちづくり推進協議会」の呼びかけで作られた計画策定部会が検討を進めています。

住民主体による活動で、橋立丘陵地の活用を含めた地域全体の方向性について、提言をされてくる予定であります。

(スライド26) ー事業についての要望についてー

次に、事業についての地元要望についてです。

(スライド27) ー住民説明実施状況ー

今回の事業について、これまでに、地域からは「要望」を書面としてとしては、受けておりません。

しかし、平成17年8月の橋立町の住民の方々への計画説明から、本年6月の説明会までの間に、事業についての大きな反対意見は聞いておりません。

また、説明資料を地権者に送付するとともに、事業準備の状況についてお知らせする「ニューズペーパー」を、これまで4号発刊して県外の方々にも、周知を図ってまいりましたが、事業に反対との声は聞いておりません。

さらに、橋立町において、今回の事業についての個別相談会を実施しましたが、相続の問題や未登記の土地の問題など、売買契約を前提にした質問がほとんどであり、事業の実施についての反対意見は聞かれませんでした。

ただし、事業区域に設けられる保留地の活用の方法については、様々な意見を頂いているところでもあります。

(スライド28) ータイトル(おわり)ー

これで、前回のご質問のありました議案、スライドのほうは、これで終わります。それから追加でありました権利の関係です。宮崎委員さんのほうからあった件は、問題のところは、登記されていない権利の土地があるということです。その中の一例、大きな面積を持っている方の問題と認識しております。今回の事業では、区画整理に先立って用地買収を行っております。土地を買うためには、登記簿をきっちり披見して頂くことが前提になります。基本的には、土地の権利は、登記を元にしたその権利者の方です。未登記の土地につきましては、それぞれ個別に、当事者の方々に具体的にお話を聞きながら問題を解決していかなければいけない、特に今ありました農協さんが、かんでいる土地というのは面積が大きいということのようで、実際に農協で事務をとられた方々と、どういった形で問題を解決していくかお話を進めています。また、ほかの方々にも相談会等を通じてそういう土地があるのか無いのかというようなことを確認しております。これは、本人当事者の方から申し出がないと判らないという部分です。市のほうでは、先ず登記簿で見るしかないということです。当事者の方々の話を聞いて一致したものについては真の所有者、実際に売買した方との契約で買収をさせていただくということです。実際、未登記の方は沢山の

るかなと思っていたんですが、現実にはそれほどおりません。というかあったとしてもその土地を使っていない、ちょっと仮換地の話で、ややこしんですが、あまり意見の中では問題としてあがってきてる方の声は少なかった、農協さんのその土地が大きかったということです。

高山会長

ただいま事務局より4つの疑問というか質問をお答え頂いたのですが、何か内容についてさらに質問、あるいはご意見はございますか。

吉江委員

高本さんの説明の中で、保留地の問題の中でいろいろ議論があるということでしたけど、これは皆さんご存知のとおり新聞に保留地の使われ方について保育所を含めた小中一貫校というような構想が出ております。その事に関して当該となる黒崎町の住民の方々が我々の議会の議長宛に、住民としてはこの統合については反対するというようなことで、住民の約98%の方々が署名をして議会の方に提出しております。したがって、この保留地の構想そのものについてですね、この学校の統廃合というのほどこの機関でも結論がでたものではないです。議会も統廃合というものについては非常に鋭敏になっておる感がございます。したがって、先程の高本さんの説明は、整備構想を実現するにあたって、今回、区域指定をして欲しいというものでございましたので、私、いろいろと調査・研究をしてみました結果、区域指定をもし我々がここで認めても、構想を認めたのではないと。保留地の学校に関する構想は認めた訳ではないということが確認できれば、私は速やかに区域決定をしたいという考えでございます。以上です。

事務局

他、いかがでしょうか。明快に問題を整理していただいたので。

宮崎委員

先程、報告があった方については対応するというものであったのですが、無かった件については現状のままでいくという事ですか。元の登記でいくという事ですか。

事務局

そうです、基本的に私らはその問題というのは申し出ないです。なんらかの意見を聴かないとどの方が本当の所有者なのかというのは登記面では分からないですね。ですから、これだけこの区域を示したということを説明会では何回も言ってますし、またこういう登記に無い権利がある方は、私共の所にあらかじめ申し出て欲しい、ということも説明会で申し上げております。その中で意見する声が無い場合は把握しようが無いものですから登記上の所有者の方と契約させて頂くこととなります。

宮崎委員

それにはきちんと区長さんの区長証明も全部ついているのですか。それでも強行にやる場合は、今の登記で通すのですか。

事務局

そういう区長さんのもある場合は、実際に聞いていますので、実際にその経過については区長さんも入って聞くこととなります。ただ、最終的には実際にそれがいいのかどうかは本人同士の合意と言いますか、確かにそのとおりだというのが無いと。

宮崎委員

まあ、おそらく本人同士はもういない。なかなか難しいと思います。

高山会長 他いかがですか、何かご意見はございませんか。

細野委員 今日も貰った都市計画審議会の中で3ページの所、その他の公共施設と書いてあるのですけど、ここには一言も保育所だとか小中一貫校とか合併をするなんて書いてないですよ。書いてあるのは宅地及び道路の系統、水路の整備だけですよね。学校も何も書いてありませんよね。ですから私達が審議を受けたのは学校については一切審議を受けてないですよ、ここに書いてあるのは。でもね、私達の貰った別の橋立丘陵地整備事業の概要にはちゃんと小学校が載っています。議会のですけど。だから、どっちを審議するのか。

吉江委員 委員なので、こちらの議案書の方です。

細野委員 学校の事は関係ないですよ。

吉江委員 関係ないです。私はそう理解しましたよ。

高山会長 私の理解からすると、この内容での審議になります。ですから、公共施設等云々、保留地の処分云々は、土地区画整理事業の中の話、事業手法の中身の話で直接的には審議会ですこまで立ち入る必要はないと考えております。

細野委員 あと一つは、埋蔵文化財についての説明が一切無いですよ。あそこは結構、埋蔵文化財があるのではないかという話を聞きますので、この話を伺いたい。

事務局 地図でご説明します。埋蔵文化財の方は、以前に有るのか無いのかという試掘調査を終わっております。

分かってるのは、この辺り、この辺りですね。あとはこっちの方に大野山という名前の埋蔵文化財が有ることが概ね分かっております。昔はこの辺にも有ったのですけど無くなっています。

ということで、今回事業に入る前には今度は実際の発掘調査を予定しております。工事にはいる前に。予定では用地買収が終わった後に実際の道路の設計とかを見て、道路になる部分については全部、完全に発掘調査を。あるいは宅地としてなる部分も、調整がかかる部分、あるいは建物が建つという部分についても発掘調査を行う予定です。ただ自然園のエリアについては基本的に地形を改変しないので、そこについてはそのまま永年保存という形で進めるということ。来年度、20年度に埋蔵文化財の調査をする予定をしています。

高山会長 他何かご意見はございませんか。

山本委員 私は3号委員として農林関係ですので、この地域が農業振興地域あるいは保安林の関係でどうかと調べた結果、この地域には、そういった指定区域はないので問題ないと理解している。ただ、それが宅地などの開発によって周辺の農業振興地域に影響のないようにしていただければ宜しいです。別ですけども、権利関係が判らないものについては宅の所へ換地して当て込むと理解したが、宅地にはり付けたら今でさえなかなか売買できにくいのに、せつかく宅地造成しようという計画がずっと残ってしまうのではないかと思います。

事務局

区域内の所有の関係というのは、相続関係人が沢山いて整理がなされていない方、まったく所在がわからず住所も昔の橋立村で、その方が誰かも判らない方、それと普通に所有されている方に分けられると思います。今回換地で設ける宅地の部分には、所在が判らずやむを得ず換地しなければならない。将来的に宅地化は見込めないで、その方の土地には換地で、なるべく緑に溶け込むような場所に換地したいと考えます。それから相続関係人が沢山いる方は、今現在はそうだが権利者が判っているので、権利の整理がなされれば十分土地利用が可能ですし、その権利者の名前が本人でなければ建物を建てられないわけではありません。もう1つ、実際に所有している方は、基本的には今回の事業の中で買収させていただきたいんですが、土地の利活用として、換地を希望する方もいらっしゃるかもしれません。そういった方は、今後の用地交渉の中で判って来ますが、そういった方々については今後宅地利用がなされるのではないかと思います。その割合については判りません。

高山会長

他いかがでしょうか。

吉江委員

これは、提言というか苦言といいますか、40haの事業についてのスケジュールですが、どうも手順というのがおかしい。例えば区域決定しなければ、用地買収や自然園などの構想が本来ならば出てこない。区域決定なされる前に議会でも予算付けがなされたり、あるいはこういった構想が地元説明会で発表されたりなど、最初にこの区域を決定してから説明のあった事業についてのスケジュールを決めるべきと思うがどう考えているか。

事務局

区画整理事業は、まだ着手されていません。事業着手の前には事業認可の手続きがあります。今回の都市計画決定（区域の決定）は事業認可までに決定しておれば良いとなっております。そこで予算付けと区域決定の順序がおかしいとの委員のご指摘ですが、今回の事業の一つは、防衛施設周辺統合事業であり防衛の補助事業であります。その事業で、自然園、避難路を整備します。前回も説明しましたが、相続等でどうしても直接買収出来ない土地の集約を区画整理事業の手法を利用しないと防衛事業も進まない。そう言った事で防衛事業として今年度は、用地買収として予算も国から内示を頂いており執行しなければならない。次に買収できない土地の集約として来年から土地区画整理事業により集約していくスケジュールでありますので。区域の決定を都市計画審議会に諮りしているものであります。口答での説明では分かり難いかもしれませんが、一つは防衛事業でその防衛事業を進める為に土地区画整理事業の手法を利用することをご理解頂きたいと思っております。

吉江委員

出発が、区域決定をしてから計画実施ではないかとの私の意見ですが。

事務局

土地区画整理事業の区域計画を立てる際、ある程度、買収した土地、あるいは買収できない換地する土地を確認しなければ、区域を決定し難いという事がございます。そこで用地買収を先行して、どれだけ市が土地を確保できたか基づいて土地区画整理事業の計画区域を立てる事に今後なっていくものであります。

斉官委員

私は、青年会議所の代表として審議会に参加し、前回継続審議となり責任も感じていま

す。私なりに周辺の意見を聞いてみました。マスタープランとしての計画は反対するものではないが、橋立地区の方達の期待度を聞いてみましたら、市が用地買収をして権利関係などが明らかになる事になり他から厄介な人達が入ってこない事についてありがたいとの意見はありますが、それ以上の期待、例えば区画整理によって多くの人が集まってくる等の期待はされていないようです。今回の予算の大半は用地買収に当てられものあるならば、計画実行についてはより慎重に審議する必要があると思います。

吉江委員

私ばかりの発言で恐縮ですが、例えば道路事業の場合、計画決定がなされても用地買収に応じない、または、計画に参加してくれないといった道路は計画図には赤線で示されているが事業が進捗しないような事例は沢山ある。今回の場合も、区域決定をしたからすぐ事業が推進される性質のものではないと考えますし、本計画の自然園や長年の地元の懸案事項であった権利関係の解決にも期待します。また、防衛省からの補助金も決定しているとのことでありますので、私は改めて本区域の決定に賛同を表明したいと思います。

細野委員

市の財政について見た場合、現在、公債比率は19.5と危険水域にいました。これから、防衛省より10億円が入るからとって、上下水道を配備して学校校舎を建てるとなるとますます公債費が増え、中期財政計画が、遂行出来るのか心配です。今は16億かも知れないが最終的には50億ぐらい金がかかるのでないかと思います。現在の加賀市にそれほど財政的な余裕があるのか危険だと思います。ですから、私は今回の計画に賛同しかねる。中身はいいんですが、今、行なうべきかどうか疑問です。

高山会長

他に意見はありますか、いろんな意見が出て賛否をはっきり発言する委員、あるいは中立を宣言する委員もおられますが、前審議会での事務局に要望した内容に関する事はご理解頂けたものとしてよろしでしょうか。

もう一点は、事業手法のそのもの、あるいは、予算そのものは、今回の都市計画決定とは直接は関係しない。ただし、都市計画審議会で決定した事項については、今後市が主体として進めていく土地区画整理事業の事業化に直接関係しますので、先ほどから出た土地の権利関係やその他もろもろや事業費の問題とも関係が深いので、ご審議・ご判断の頂きたいとおもいます。

ちなみに、一つ私から質問ですが、今回の土地区画整理事業の減分率はどのくらい想定されているのですか。

事務局

70～80%になるものと見込んでおります。減分率は、土地区画整理を行なう場合には土地をある程度提供して頂く事が前提となります。理由は、土地利用の増進分です。今は山の斜面、雑木林である所に生活道路が配置され建築可能な土地を換地するのが土地区画整理の手法でありますので見合う分が減分となります。これは、事業計画をきっちり立て資金計画をおさえてこないと出てきませんが、概ね70～80%となります。

－図で説明－

イメージで言いますと、自然園区域は、市が買収し、買収出来ない土地を土地区画整理で行なう宅地部分に換地する。減分された土地は、保全林、区画道路、保留地、に当てると言うことです。

吉江委員 　　例えば、100 坪の土地があると 70～80 坪の土地は公共に当てられ残るのは 20～30 坪となるのか。大きい減分となるのか。

事務局 　　そうです。

竹腰委員 　　減分は、公共減分でお金のやり取りが無く行なう場合もあるが、今回は、多くの土地が直売されるので、結果的には減歩という言葉になるんですが、残った土地での区画整理となるので減歩率が高くなる。

事務局 　　通常の区画整理であれば、公共物例えば道路があらかじめ整備されているものもあり道路の拡幅部分だけ減分される場合が多い今回はほとんどが山林であり既存の道路が無いなので減分率が高くなるものです。ほとんどの土地が減分されると利用できない場合も少なくないので、今回は市が買収したいと考えています。

吉江委員 　　土地を寄付したいという場合もあるのか。

事務局 　　現況の中に寄付されたものは、わずかではありますありますがあります。

高山会長 　　概ねの状況は分かりました。ご意見が無いようであれば、それでは採決に入りたいと思いますが、皆さんの意見はありませんか。

宮崎委員 　　本日の欠席者の取り扱いはどうなるのか。3分の1の欠席者がおられるが・・・

事務局 　　加賀市都市計画審議会条例第5条第3項で12名の委員の内過半数の出席をもって審議会が成立され、同5条の4項に出席者の過半数の賛成をもって決議されるとなっております。つまり、今回お集まりの皆さんの賛否によって決定される事となります。

細野委員 　　実際は、市民代表者が今回の審議会に出席していないことは問題だと思えますけど。規則ならば致し方ないが・・・。

高山会長 　　次回からは、多くが委員の出席出来るよう開催日の調整を事務局にお願いします。

竹腰委員 　　計画論の話となるが、真ん中に新しい道路を作りますよね。それが一番上の方へどん詰まりになっているんですけど。区画整理の絵を描くときにその接点といいますか、クルドサクなんかについてももう少し考える余地があるなどと思います。

事務局 　　本資料は、あくまで参考図でありますので、実施に当っては再検討のうえ実施します。

高山会長 　　それでは、裁決をさせていただきたいと思えます。本来ならよろしいですか、というようにほとんど全員賛成というようなことで、審議させさせていただくんですが、今回は挙手で一致お願いしたいと、保留なら保留との意思表示で結構です。本来は都市計画審議会は傍聴者も認めた公開の場なんですが、いろいろどっちに投票したかで、後々委員

のところ色々な意見が出たりすると非常に申し訳ないので、恐縮なんですけど採決のとくだけ傍聴人には失礼ですけど、ご退席いただけませんか。

(傍聴人) ー公開審議を望みます。云々・・・ー

高山会長 それでは、公開採決とします。

第4回加賀市都市計画審議会付議案件の議案第1号加賀市都市計画土地地区画整理の決定(橋立土地地区画整理事業の決定)について、賛同の挙手をおねがいします。いかがでしょうか 賛成3名、私も1名とでは、反対の方。(ー反対1名ー) 保留の方は。(ー保留3名ー)

委員4名賛成、1名反対、3名保留ということです。一応、過半数ということであれば、保留も入れてという話なんです本当は。おそらく・・・。

吉江委員 普通保留といのは、議会なんかでは、失礼な話、トイレへ行っていただくんですね。

西田委員 そういう話であれば私は退席させていただきます。

高山会長 そうすると(会議が)成立しなくなるので・・・、(今日の)出席者8人、(会議の成立には)6名おればよい訳で・・・

西田委員 ということは私は抜けてもかまわないということですね。

私の場合は申し上げたとおりもともとこういう関係の話には参加すべきでないと判断しておりますので、採決の中では保留というのは全くこの中には入らないという意味で保留ということで申し上げたのであって、会長の了解をいただければこの場から立ち去ります。よろしいでしょうか。

高山会長 過半数の過というのは半分ということですから、4人で一応成立する・・・
例えば同数になったときの採決は、会長がするかそういう規定はございませんか。
今の場合同数じゃないんですが、

事務局 採決の際、委員長(議長)を除いた委員の皆様の過半数となっています。
ただし、同数の場合は議長の決するところとなっています。

西田委員 それでは今ほどのお話ですと、私の保留という意味はですね、冒頭に申し上げたとおり、この案件に賛成か反対か云々ということを含めてですね、入るべきでないというような意味の保留だったわけです。で、今ほどのお話からいくと、私がこの場で保留ということで、なおかつ数に数えられるという風な理解を致しましたので、退席させていただきます。よろしいでしょうか。
まあ、先ほどのお話しですと、委員の方々の方にはそういう意味でお話をさせていただきました。

高山会長

ちょっと、事務局のほうからの見解です。

事務局

先ず（例規を）読みますので、審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる です。賛成でも反対でもない方が 3 名、反対の方が 1 名、賛成の方が、議長を抜けば 3 名。

ですから、否の方は 1 名しかいない。ですから可のほうの方が今は多かったです。否は 1 名として数えるべきじゃないかと思えますけどね。可は 3 です。

西田委員

何回も申し上げておるとおりですね、冒頭のお話で私の場合は、立場上、保留ということから私の勉強不足で、この採決の中に加えられるということは、本意ではありませんので、これはご説明の中でよくわかりましたもので、この採決には加わらないということでこのまま退席をさせていただいたと思うのですが、よろしいでしょうか。終わったとしてもですね、私の本意ではないということでご了解をいただければ、退席をさせていただきます。

宮崎委員

これだけ皆さんも色々思案なさってる中で、強引にこのまま走っていいのか、いいものができるか。

吉江委員

このまま、そのまま判断をくださなくてはいけないのか。答申としてこういう結果だったという訳にはいかないのか。

事務局

前回もちょっと最後に発言させていただきましたけど、今回、お計りしている都市計画の案件は、橋立地区の土地区画整理事業で、その整備内容は自然園と緊急避難道路という計画内容であります。そこに例えば保留地ができて、そこに学校移転するというお話しがありますけども、それは直接都市計画の案とですね、都市計画の案は保留地は保留地なんですから、まあ先ほどからありましたけどこの資料についているとおりであります。さっき吉江議員にもご説明したとおりで。ですから農協の宮崎議員からは、JA が関係した土地があるということで、民事で色々な懸案になっておるといってご発言でしたが、それはこの案件とはちょっと違うんじゃないかなと。

もちろん事業を実施していく上では、民民になりますけど解決されるべき問題だとは思いますが、そういったことですね、この区画整理事業の計画にですね、私どもも整備内容について誠心誠意説明させていただきました。

そういうことですね、ぜひ今採決を取っていただきました。その解釈につきましてはもう少しお待ちいただいております。（例規で）可否となっておりますので、棄権あるいは保留という扱いがどうなるかというところだけだと思います。

西田委員

今ほどの流れをお聞きしておりますと、私の冒頭申し上げた本意とは異なった形で可否が入られておるといって風に理解をしますので、私はこの採決についての保留の意味は、全くこの中には入るべきでないという風な趣旨でお話させていただきました。ということで自主退席をさせていただきます。よろしいですね。失礼致しました。申し訳ありません。

高山会長 解釈について、しばらくお待ちください。

宮崎委員 私はちょっと理解できないが、なぜ強行に強行にと事務局が力むのか、私らは納得できない。ただうちは農協の地面と仲介した土地でありますから、そこらあたりが上手くいくように心配して言っているのをなかなか理解してもらえない点と、どうしても採決を取らなくてはいけないなら、全員出席の元の中で取っていただけると・・・。

事務局 皆様のご理解が足りなくて、ここでですね事務局の親方というのは、私どもの市長なんですけども、市長ここで少し皆様の足りない分、市の方針といいますかそういったものを説明していただくということはお認めいただけないでしょうか。

宮崎委員 市長の方針というのは、事務局が代弁していると思うんですよ。今聞いても一緒だと思うんです。市長から言ったからどうのこうのって言う問題ではないと思います。今までに無い議会の方も見えられてますので、やはりそれなりに真剣な問題として・・・。

高山会長 採決しましたので、再度採決するというわけにいかないんですよ。

事務局 なぜそんなに急ぐのかというお話もございましたけども、私どもこの計画を策定してまず地元説明会により住民合意に努めてまいりました。それから案につきましては、石川県の方にも事前に協議をしてこれを了承いただいたということでもあります。また、法律的な手続きで、一般の市民の皆様にも2週間の縦覧に供しております。縦覧場所は加賀市の整備課です。縦覧期間中に何人か見にくられた方ももちろんおいでます。その縦覧期間に意見を出すことができるがその意見書の提出は無かった。ですから、そういった手続きをしてきた中で、この案件を事務局としても、逆にとめておく理由が無いということでもあります。縦覧もすんだということでこの審議会におはかりしたということです。ですから特にこれまでやってきたことに対して、市民の皆様からもし意見書があれば、審議会以前にご意見に対して説明していくという作業も必要なんですけど、そういったことでこの審議会におはかりしたということで、是非ともご理解いただきたいという風に思います。

高山会長 いかがでしたか解釈。

事務局 ちょっとお待ちください。今専門に聞いています。

高山会長 もしここで保留も入れて数えるのであれば、保留といいながら反対ということになりますね。

宮崎委員 私は先に解決することがあるのでないかということや。決定すれば決定ありきとなる。市の意見では、問題を解決しながら進めていけばとの回答だが、それでよいのか。

事務局 今ほどの宮崎委員の問題点につきましては、逆に事業が成立しないと解決のめどが立たないという部分も一方ではあるかと存じます。宮崎委員の心配されていることについても、先ほど高本係長からも説明しましたが、土地権利問題について事業を進めていきながら解決を図ってゆきたい、そのままやむやにしてことは、決してございません。そのへんをご理解頂きたいと思います。

宮崎委員 はたして本当にやって頂けるのかね。それをやりますと言っていたのなら賛成に回ります。

吉江委員 区域を決定しなければ、事業が進まない。決定するという事は解決することになるんや。登記がぐちゃぐちゃなら登記できんやろ。

宮崎委員 いろんな問題を聞いているから私は言っている。

事務局 それは、民民契約の問題であります。それをここで、都市計画審議会の場で、市が民民権利問題を解決しますとはいえません。その事情お察し頂かないと、それなら賛成するとおっしゃられても、さすがにご返事出来ません。

竹越委員 区画整理事業が進むと、権利関係の整理はしやすくなると思います。ばらばらにあるものを区画整理で換地する中で解決しなければならない問題です。ただ、この問題が絶対解決できるとはいえませんが。

宮崎委員 我々も農協も皆さんと一緒に話をしていきますけど、それは当然、義務としてやらなければならないのですから、ちゃんとやりますよ、ということを一筆書いてありますから、それは義務の話。だから、そこの中にも市のほうにも再三の努力を願います。

事務局 都市計画事業を我々はこれまでいくつも都市計画決定してきましたけど、都市計画決定して、さあ、いざ事業といえどそこ地の土地にはいろいろ問題があります。その都度、努力をして事業を進めていった訳ですけど。ですから、これも余談ですけど加賀市が強制執行をして事業をした例はこれまで1件もございません。強制執行ですね。収用をかけて。ということは、ぎりぎりまでお話をしてお理解を得たから、やはり強制執行という手段を用いないで買収なりに応じていただいた。もちろん、市の市営の土地区画整理事業、最近で言えば山代温泉の万松園通ですね。ああいった本当の密集市街地の、権利関係のややこしい所でもやってきております。

吉江議員 沿道整備型区画整理事業というのは5年という限定期間付ですよ。

事務局 あれもやってみるとなかなか凄い物件がでてきて、その都度、ご理解を得ながらやってきました。

竹越委員 事業認可以外にも意見書を出すきかいはありましっけ、計画決定のときだけですな。

: 一応、市決定ですけど県に、地域にお伺いをたてるのですな。

事務局 この後、知事協議というのがありまして、知事が同意して告示する。その知事の同意ですけど、事前協議というものを済ましておりまして、その事前協議応諾というのものも頂いております。

高山会長 万が一、これが否決となった場合、どうなるのですか。もう一度、上程し直すということはあるのですか。

事務局 それは、また否決の理由というものをお聞きしなければならないと思いますけど。まあ、可・否ですから賛成3、反対1だと私は思っておるのですけど。ただ、後でこの会が終わるとその改選論も審議できませんので、ちょっと時間がかかっておりますけど結論が出るまで、それで良いのどうなのかということを確認したいと思います。

宮崎委員 ただ、先ほども細野委員が言われたとおり、一度も顔を出さずに是か非かといってもそこら辺はどんなんでしょう。

高山会長 会議は全員参加が原則ですけどなかなかそれはやっぱり難しいので、やはり会が成立しているかどうかの判断で決めざるをえないと思うんですけど。

事務局 それと、各委員の方には事前に資料も配布していますし、終わった後の議事録も配布しております。

高山委員 どうしても意見があれば、事前に意見だけ出すという事もできますので、だから本来は欠席するというのであれば、どなたかに委任するか会長委任するかというのが、本来の、まあそういう形になっているのだらうと思います。

事務局 先程からうちの部長が申してますが、この都市計画審議会というのは区画整理のエリアを都市計画決定するのであって、事業内容についてはこれから協議していくことになるかと思うのですけど、今、JAさんの心配されてる事につきましても逆に区画整理でやらなければなかなか解決できにくい部分もあろうかと思えます。100%うちの方が、それに向けて解決するという事は限られてますけども、民々のことですから。逆にこれが区画整理でやらないということになると、ずっとこのまま、この状態で残る可能性があるのではないかなと思いますけど。

吉江委員 私は当局にいろいろとこの事業に対して、これはこの審議には関係ないけども、このまま区画整理も何もしないでほっておいたらどうなるのかと聞いたら、前回の時に土石業者が砂を取る権利というものを地元の人達にお金を払っているのですよ。その砂を取る行為がそのまま許されるような行為になると。そして、その豊かな自然をどんどん土砂を取って乱開発、まあ1億2千万払ったから、1億2千万円分土砂を取るような状態が続くと。

こういうような事を聞いたものだから、それを整備かける時にはどうするのだと。そうしたら今、区域決定をして土砂を取る行為をやめさせる、というような事も聞いた。自然を破壊する行為を止めなければいけないと思っている。都市計画決定をして、砂を取る行為を止めさせなければいけないなとこういうような事も思ったのですけど。

私は加賀市の景観条例の中で砂を取ったり木を切ったりする行為は市長の許可というか同意がいるということになっているのだけれども、その条例が制定する以前の行為についてはそれを制限する行為が無いのです、この1億2千万円払ったというのは、景観条例が制定する前に1億2千万円払ってる訳ですね、この間、会議で私達が聞いたのは、

乱開発になるのでしょ、結局。ほおって置くと。

高山会長

暫時休憩。事務局の判断が出るまで、休憩させていただきます。

・・・休憩（11時23分）・・・

・・・再開（11時30分）・・・

吉江委員

（大聖寺警察）署長の扱いは、欠席扱いですか。

高山会長

一番最初に、元々、署長さんは中立の立場で採決にも参加しないという宣言を皆さんで認めましたので。ただ、ずっとおられましたけど。私のミスで採決に入れてしまいましたけど、本来は採決無しということではよかったのだと思います。

高山会長

採決に参加しないと宣言したのを皆さんみで認めましたので、ただずっとおられましたけど、私のミスで採決に入れてしまいましたけど、本来は採決なしということではよかったと思います。棄権ということです。

それでは暫時休憩を取りましたけど再開したいと思います。採決についてどのように解釈すればいいかご説明をお願いします。

行財政課長

行財政課長の山下といいます。この会につきましては、都市計画審議会の条例に採決していただきましてありがとうございます。拝見したところ、会については委員の過半数で成立、採決につきましては、出席の過半数でして、可否同数の場合は議長の済決ということになってます。そうしますと、一般的な自治法上の解釈が、ここには定めていないということなんで一般的な自治法の解釈によるということになるんです。自治法の116条に評決についての定めがあります。どういうことかといいますと議長になった方は、採決権はあるが評決権がない。ということは、ここに今、委員さんが8名いらっしゃいます、すると議長の会長さんは評決権から除くのです。そうすると7名の方で評決するということになります。会長さんには採決権はあるが可否同数になった場合に決定する採決権はあるけども一番初めの評決権がない、7名で評決するということは、出席の過半数ということは7名の過半数という解釈になります。人間ですので0.5はありませんので4ということになります。

〇〇

その場合は（西田）署長さんが採決に入っていたからでしょ。採決に。あの人、採決の時には欠席しますと言っていた。

高山会長 私のミスで数えてしまったのですが、一番初めに宣言されていて採決には中立というか棄権しますと言われていたので入らないと宣言していました。帰りました。

行財政課長 そうすると出席委員を6名で判断するということですね。6名で評決して過半数ということは3はなく過半ですからやはり4となります。ただし賛成3反対3ということになりますとこれは議長である会長さんに採決権がでますのでどちらかに判断されるかによって可否が決定されるということになります。

高山会長 保留の解釈はどうなのでしょうか？

行財政課長 保留につきましては、投票でいいますといわゆる白票という例がありますよね、保留と白票は全く同じではありませんけど、白票についての扱いとしましては、こういう定めがない場合には、まず採決をとる場合に白票がでたらどうするか、これは無効にしますよなど、そういうことを事前に決めておく。それによって判断をする。ただ、今回お聞きしますと初めにその定めがなかったということで、私が最初に申し上げた流れの中になるかと思えます。

過半ということは、半を超えるということなので、人間の場合1単位、整数しかないので。じゃあ、そのときに保留という形が出てきますと委員会の会議の結果はどうなのかということなのですが、これは可決でもない否決でもないのです。ただ結果はどういう扱いになってくるかという、これをもって可決だということはできないし、否決だということも言えないし、実質的にはどうかということを考えていただきたい。委員長は、評決権は無いけど、採決権はある。可否同数の場合にだけはじめてがでてる。

高山会長 わかりました。そうしたら一度採決して結論がでなかったと解釈します。今のお話ですと可否同数ですと、3、3になれば、最終的に採決は私が判断するということですが、そこまでいたらなかったということですので、もう一度採決したいと思います。今日、結論を出したいと思っているのです。というのは事務局の説明にもありましたように前回は事務局の説明が少し足りないということでいろいろ質問も出ました、そういう中で今日事務局から追加の説明もいただきましたし、事情もだいたい委員の皆様はおわかりいただけたと思います。そういう内容での判断を先ほどしていただいたのですが、結果的には保留者がありましたので結論がでないという判断になりました。これ以上継続審議を進める理由が私としては思い当たりませんので、今日採決させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

細野委員 私は、今日いない人にも採決に加わるべきだと思うので継続審議かどうかわかりませんが次回に白熱した論議じゃないですけど、もっと参加して採決するべきだと思います。

高山会長 他にいかがですか。

吉江委員 私は会長さんが先ほど申し上げられたとおりです。

高山会長 採決を2度することに対してはいかがなのでしょう。結論がでないので会長としては結論をだしたいと思っているのですが。

法制度上、同じ会議で2度採決できないということでした。私の認識不足でした。ということであれば今日は結論が出ないということになりますので次回、審議見直しということになります。

吉江委員 もし次回しても一時不再議を貫けばどうなるのだ。

行財政課長 案件として別なものになれば、案件は同じですけど状況や説明や内容によって変わる。私は一般解釈で申し上げたので、一時不再議というのは先ほども申し上げたとおり先ほどの採決についてもここに具体的な定めはありません。ここに書いていないということは地方自治法の議会の一般的な評決の仕方を採用するのが適当であるということでも申し上げました。一時不再議の原則にしましても議会の議事の問題でございますので、ただしこういう早期間であってもここで採決してなおかつ反対になったら、そういうのは本来の採決の仕方ではないということです。

吉江委員 私の言いたいのは、現在6人いて評決した結果、賛成が3、反対が1、白票が2ということなのですね。6人の意思の最大は3が一番大きいですよ。これをもし継続なり日を改めてするということになりますと、白票2というのは否と同等の扱いになるんですよ。となると我々の意見の可3というのはどこで尊重されるのか。無礼な言い方ですが否は1なのに可3と同じという結論になるのか。否は1なのに可の3と同等扱いなのか。

高山会長 難しいですね。否否になって同等になれば私のところへ来るのですが。

吉江委員 我々の意見の賛成3を尊重してほしい。こういう意見です。いまのままだと反対1と同等じゃないか。

事務局 こういう会に出席して保留っていうのはどうなのか。

行財政課長 先ほども申し上げたとおり採決の前に白票の扱いを決めておく。たとえば白票は無効だと決めておけば白票を有効票から除いて最多という形になります。

高山会長 すいません。会長の不手際でそういうところまで気が回りませんでした。このようなことが次回からないように気をつけます。私も冒頭に申し上げましたが、こういう事例は初めてでございますし、大学である選挙といいますのはこういうことはありませんし、雌雄を決するまで本来大学での投票でございますので、そのつもりでございました。大変申し訳ありません。ただし採決を取った結果が賛成反対どちらにもならないということで、言ってみれば流会ということになります。採決についてはおそらく結論が、出なかつたんだろうというふうになりますので、次回改めて仕切りなおしというのが筋かなと思います。せっかく投票した意見が反対よりも多いはずだという意見もわかるのですが、今の審議会の要綱からするとそういう状況だと思います。大変申し訳ありませんが次回ということで。

吉江委員 決定するか、決定しないかの2つだけなんですよ。

高山会長 はい。そうです。

吉江委員 そうすると、決定するというのが我々3なんですよ。決定しないというのが細野さんなんやね。決定するもしないということは、決定しないということに見なさないといけないということか。

高山会長 保留ということは判断ができないということです。

吉江委員 判断というか、決定するかしないかの2つしかないんでしょ。保留なんてことはあり得ない。我々の審議会に限っては。決定するかしないかの判断を棄権した人に判断してもらえばどうか。それから流会かどうかをきめればどうか。

高山会長 でも今更、無理です。

吉江委員 決定するかしないかだけの判断なんです、これを保留なんておかしい話だ。

高山会長 ですから、これは私の不手際です。

吉江委員 反対なら反対で結構。雌雄を決して欲しいんです。

高山会長 判断しかねるということは、棄権ではないですけども保留ということなので、意思が反対でも賛成でもないということです。

吉江委員 それを言ったら決定しないという結論になるんですよ。とういことは、皆さんの意思は決定しないと見なされても当たり前で、それなら決定しないとしていただいて結構。

〇〇委員 今日これを採決したのでこれ以上前に進めないと思いますけど、保留の方は何か疑問があるから保留だと思うんですよ。その辺のところを次回言っていただいて、納得していただいて決すると、そして次回はまた他の方も参加するでしょうし、そういうふうにやっていってはどうか。

高山会長 今、委員から意見がありましたけど、保留された理由があるかと思いますので少しご発言いただけますか。

宮崎委員 私の保留は何回も言ったように今後のことがスムーズにいけばです。先ほど少し聞いたらずいぶん安心感がするような気がしましたが、一度保留にしてしまったものですから今更賛成というわけにはいきませんので。

高山会長 わかりました。

齊官委員

私も土地の権利関係のややこしい部分もありますけど、予算が今の財政難にあたって、私が聞く限りの中では、それがそれほど価値があるのかという疑問がありますので、もう少し議論を深めて慎重にしたいなというのがありまして保留としました。

高山会長

わかりました。今、ふたかたから保留の意見が述べられました。1つは事業推進の可能性。おそらく権利関係。先ほどもご説明いただきましたけど、そういうことに関する疑問があるということ。もう1つは事業の予算が、本当にみとうしがたつのか。ということと、それなりの予算を投じてこの事業を進めるわけですから、進める事業の効果や必要性についての説明をお願いしたいと、こういうご意見でした。次回はその辺のご説明を再度いただいて、なるべくたくさんの委員の方にご出席いただける日を開催日として決めさせていただいて、次回は確実に結論を出したいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

宮崎委員

1つだけ。欠席者がないようにしていただきたい。

高山会長

朝早くから時間をかけて慎重に審議をしていただいた結論が出ないと大変申し訳ないことになってしまいましたが、次回よろしくお願いします。
それでは第4回の都市計画審議会をこれで閉会にしたいと思います。どうもご苦労様でした。

(11時51分)